

飯田市次世代育成支援対策地域協議会 社会福祉審議会児童分科会（飯田市版子ども・子育て会議）意見要旨

1.次期計画に関すること

2月25日	1	・「支援を要する児童について保育園から小学校、小学校から中学校への繋がりがきちんとできていないのではないか」という声が保護者からあるが。
	2	・特別支援コーディネーターが生かされ切れていない部分が見られる。
	3	・両親が働いている学生の場合、学校を終えてからの受け入れ施設は充実しているか。
5月14日	1	・未就園児の教室をやっている。市からも補助をいただいているが、そのためにかなり大きなエネルギーが必要である。そういう施設が飯田市にはたくさんあるので利用者がまばらになる。園併設の施設が十分な利用になっていない。さまざまな苦勞があり準備に時間を要しているが子育て支援のためにやっている。どういう内容でやっているか市の方にみていただきたい。
6月26日	1	・一時預かりについては、保育園のみでなく、色々な託児所があることを知って頂く努力・PRの必要性がある。
	2	・つどいの広場の目標値が19カ所となっている。(実際は)もう少し増えてもいいが、(19カ所は)過剰ではないか。目標値は箇所数ではなく利用者数にしたら良いのではないか。(利用者は)リピーターも多いと思うが、新規者数が大事ではないか。それが広報の仕方等にも参考になる。つどいの広場への要望は多い。開館日・時間等、検討する部分は多い。
	3	・つどいの広場事業を担っている側としては、都会と飯田とは違いがあって、成り立ちも事情もあり、(飯田にはつどいの広場の大きいものではなくて、もっと機能の高いものをお願いして、気楽な方はつどいの広場に行ってもらえばいい。つどいもボランティアの関わりは要る。)つどいに気楽に気楽にというがそれでいいのか。手薄な状態もある。私のところには、そんなことに使うのならもっと他のことに使って欲しいという声 coming。もっと飯田市から支援して欲しい。
	4	・体験活動(の評価)は◎なのか。「継続しているから◎」ではおかしい。充実させたり次のステップが必要ではないか、見直しが必要。農業体験の9割は県外者であったり、地元にも農業があるのに他地区に行くのは本来なのか。
	5	・病児病後児保育について、希望に沿った拡充。
	6	・居場所事業としての 取組み(の評価)は◎で良いのか？モデル事業の「冒険あそび場」は継続されているが、1事業で満足しているのではなく新規事業を考えていかないのか。
	7	・こんなに飯田市に子育て支援があるのだと初めて知った。効果的なアナウンスが必要。例えば、子育て情報をメールで配信し、必要な人が登録して受信するというシステム。情報が周知されていないのはもったいない。
	8	・長期休暇の学童保育については、通常は困ってなくても夏休み・春休みには低学年の子を1日家に置いておけない不安を抱えている。年度始めに許可された児童以外でも利用できるシステム作りが必要。地域でできる仕組みもあるかもしれない。
	9	・長期休業や土曜参観の振替休などがあって、働く環境が整わないということで小学校入学を機に退職する母親も多くなる。土曜参観の振替休をとらない(設定しない)ことはできないのか。
	10	・ワークライフバランスは望むところが多い。「市民のつどい」の参加者数のみで◎ 評価で良いのか？実際は開催に関わる各種団体や実行委員の人数もカウントされており本当にワーク・ライフ・バランスを考えて欲しい企業や一般の方が参加されているのか。
	12	・「もう1人産み育てたい」と思う飯田市を作りたい。
	13	・ワークライフバランスに基づき、両親が看護休暇の取れる仕組みの拡充や企業へのアプローチ(づくり)が大切ではないか。
	14	・公民館の1室や公園など親子が安心して行ける場所ができないか。みんなで作っていく。地域で作っていくことで子育て支援が充実するのではないか。
	15	・こんなに公園があるのに知られていないのは残念。もっと情報発信を。

2.(仮称)こども家庭応援センターに関する意見・要望

2月25日	1	・気軽に相談できる場所とは？日常的に来られ対応してもらえる場所であってほしい。(要望)
	2	・日常的・継続的に児童の見守りができる拠点であってほしい。
	3	・子どもを預けながら相談できるスタッフ体制や窓口を望む。(要望)
5月14日	1	・りんご庁舎の駐車場は1時間は無料だが、それ以上かかる場合に減免措置がある等の考えはあるのか。
	2	・親子のつどいや交流会、ミニコンサート等の季節のミニイベントを行うなど、このような活動をする前にもっと母親がしやすい、通常、親子で過ごす場があった方が、キッズルームは利用しやすい。すくすくサロンにおいてもそうだが、つどいの広場のようなものがここないと、使いにくい、利用しにくいと考える。
	3	・(図面をみながら)この窓口で相談するのは敷居が高い。もう少し相談しやすいような、相談に入りやすいような、そのような雰囲気をつくっていただけるといいと思う。
6月26日	1	・子どもを連れてお母さん達を連れてきて、子どもの視点で建物の点検をすることも必要ではないか。
	2	・親子で過ごしながらか子どもがそのあたりで遊びながら相談員さんに相談できるような状況から窓口へとつなげてくれるコーディネーターがいると、とても利用しやすいし、安心して相談ができる環境になると思う。
	3	・ボランティアスタッフについて、一線を退かれた方の力を借りたらいかがか。共通した指導を受け、ここから派遣されているという誇りというか、そういうシステムをこれからどの程度考えていけるか。
	4	・相談窓口は構えられてしまうとお母さんたちにとっては敷居の高いものになってしまうのではないか。
	5	・障害のケースや事情をどうつなげて専門職が関わって、途切れのない支援をどうしていくか。どういう機能を持たせたいのか。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」

(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)より作成

【全ての事業に共通する事項】

国基準		条例への委任 区分
最低基準	最低基準を超え、設備及び運営を向上させること 最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない	参酌すべき基準
事業者等の 一般原則	利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人権を尊重し運営を行う 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会 に対し、運営の内容を適切に説明するよう努める	参酌
保育時間	1日につき8時間を原則	参酌
保護者との 連絡	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得る よう努める	参酌
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置 非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火訓練を少なくとも 月1回実施	参酌
職員	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意 のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓 練を受けた者	参酌
	自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の 修得、維持及び向上に努める 職員に対する研修の機会の確保	参酌
	社会福祉施設を併設する場合、設備及び職員の一部を兼ねることができ る ※保育室及び各事業所に特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する 職員は除く	参酌
衛生管理等	乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的な管理と衛生上必 要な措置 感染症又は食中毒の発生・まん延に対する必要な措置 必要な医薬品等 の管理	参酌
健康 診 断	利用開始時、少なくとも年2回の定期健康診断を実施（入所前に健康診 断を実施し、利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合、診断 結果の把握に代えることができる） ※健康診断をした医師は結果を記録し、必要に応じ家庭的保育事業等 による保育を受けること又は保育の解除・停止等の手続きの勧告を行う	参酌
	職員	特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなけれ ばならない
内部規程	事業の運営について重要事項に関する規程を定める	参酌
帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を 整備	参酌
苦情処理等	苦情対応のための窓口等必要な措置を講じること	参酌
	市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う	参酌

## 【家庭的保育事業】

国基準			区分
人員	職員数	0～2歳児3人に対し1人 家庭的保育補助者を置く場合0～2歳児5人に対し2人	従うべき基準
	保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者（+家庭的保育補助者） ※市町村長が行う研修を終了し、家庭的保育者を補助するもの	従う
設備	保育室等	保育を行う専用居室	参酌
	面積	1人3.3㎡（部屋自体は9.9㎡が必要）	参酌
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可	参酌
	面積	1人3.3㎡（2歳児）	参酌
	その他	採光、照明及び換気設備、便所	参酌
給食	方法	自園調理 連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、病院を含む） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、H31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。	従う
	設備	調理設備	従う
	職員	調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合不要	従う
耐火基準、非常災害設備等	火災報知器及び消火器を設置	参酌	
連携施設※	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、H31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）	従う	
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能（H26.1.24 国の新制度説明会資料を参照）	従う	

※連携施設とは …家庭的保育事業の終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携協力する保育所、幼稚園又は認定こども園を確保するもの。また、集団保育を体験させる機会の設定、相談・助言その他の支援や、必要に応じて代替保育の提供を行う。

## 【小規模保育事業】

		国基準			区分
		A型	B型	C型	
人員	職員数	0歳児3人に対し1人 1・2歳児6人に対し1人 +1人	0歳児3人に対し1人 1・2歳児6人に対し1人 +1人	0～2歳児3人に対し1人 （補助者を置く場合5人に対し2人）	従う

	保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	保育士1/2以上（保育士以外には必要な研修を実施） ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）	従う
設備	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室 ※それぞれ保育に必要な用具を備える			参酌
	面積	0・1歳児 1人3.3㎡ 2歳児 1人1.98㎡	1人3.3㎡		参酌
	屋外遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可			参酌
	面積	1人3.3㎡(2歳児)			参酌
	その他	便所			参酌
給食	方法	自園調理 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、H31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。			従う
	設備	調理設備			従う
	職員	調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合不要			従う
耐火基準、非常災害設備等	別表1のとおり			参酌	
連携施設	連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、H31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)			従う	
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能(H26.1.24 国の新制度説明会資料を参照)			従う	

### 【居宅訪問型保育事業】

国基準			区分
人員	職員数	0～2歳児1人に対し1人	従う
	保育従事者	家庭的保育者	従う
設備	保育室等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画、保育の実施に必要な設備及び備品	参酌
	面積		参酌

連携施設	障害、疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他市町村の指定する施設を適切に確保する。	従う
衛生管理等	乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的な管理と衛生上必要な措置 感染症又は食中毒の発生・まん延に対する必要な措置 必要な医薬品等の管理 職員の清潔の保持及び健康状態の管理 設備及び備品の衛生的な管理	参酌

### 【事業所内保育事業】

		国基準		区分
		定員19名以下	定員20名以上	
利用定員		別表2の利用定員の区分に応じ、労働者の子ども以外の乳児又は幼児の定員枠を設けること		参酌
人員	職員数	0歳児3人に対し1人 1・2歳児6人に対し1人 +1人	0歳児3人に対し1人 1・2歳児6人に対し1人 ※最低2人必要	従う
	保育従事者	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施) ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	保育士	従う
設備	保育室等	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室 ※それぞれ保育に必要な用具を備える		参酌
	面積	0・1歳児 1人3.3㎡ 2歳児 1人1.98㎡	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	参酌
	屋外遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可		参酌
	面積	1人3.3㎡(2歳児)		参酌
	その他	便所	医務室、便所	参酌
給食	方法	自園調理 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、H31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。		従う
	設備	調理設備	調理室	従う
	職員	調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合不要		従う
耐火基準、非常災害設備等	別表1のとおり		参酌	

連携施設	連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、H31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)	連携施設を確保しないことができる	従う
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能(H26.1.24 国の新制度説明会資料を参照)		従う

別表1 保育室を2階以上に設ける場合に満たす基準

		2階	3階	4階以上
ア		耐火建築物又は準耐火建築物		
イ ※それぞれの区分でいずれか1以上設けられていること	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外避難階段
	避難用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段(屋内避難階段の構造は建築物の1階から保育室等の階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること。 ※その構造は耐火構造の壁で囲み、天井及び壁の室内は仕上げ及び下地を不燃材料とし、屋内からバルコニー又は付室への出入り口は特別防火設備、バルコニー又は付室から階段室への出入り口は防火設備とする) 2 耐火構造の屋外傾斜路 3 屋外避難階段
ウ		イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等からの歩行距離は30m以下とする		
エ		調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設ける ※スプリンクラー設備等の自動式のもの設けられている、又は調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、外部への延焼を防止する措置が設けられている場合を除く。		
オ		壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とする		
カ		保育室等乳幼児が出入り・通行する場所に転落事故防止設備を設ける		
キ		非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける		
ク		カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防災処理を施す		

別表2 利用定員の区分に応じて設けるその他の乳幼児の数

利用定員数	その他の乳幼児又は幼児の数
1人～5人	1人
6人～7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人～70人	20人
71人～	20人



項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への委任方法
趣旨	<p>第1条 児童福祉法第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の規定による基準</p> <p>二 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	—
最低基準の目的	<p>第2条 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	—
最低基準の向上	<p>第3条 市町村長は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	—
最低基準と放課後児童健全育成事業者	<p>第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	—

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への委任方法
放課後児童健全育成事業の一般原則	<p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<p>第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</p>	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	<p>第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	<p>第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準
設備の基準	<p>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p>	参酌すべき基準

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への委任方法
設備の基準	<p>専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参酌すべき基準
職員	<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	従うべき基準

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への 委任方法
職員	<p>学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p> <hr/> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>従うべき基準</p> <hr/> <p>参酌すべき基準</p>

項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への委任方法
職員	<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	従うべき基準
利用者を平等に取り扱う原則	第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参酌すべき基準
虐待等の禁止	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌すべき基準
衛生管理等	<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	参酌すべき基準

運営規程	<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 開所している日及び時間</p> <p>支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>利用定員</p> <p>六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p>	参酌すべき基準
項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への委任方法
運営規程	<p>非常災害対策</p> <p>虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<p>第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者との処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	参酌すべき基準
秘密保持等	<p>第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌すべき基準
苦情への対応	<p>第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	参酌すべき基準

開所時間及び日数	第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参酌すべき基準	
保護者との連絡	第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	
項目	国の基準 ※厚生労働省令より抜粋	条例への委任方法	
関係機関との連携	第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌すべき基準	
事故発生時の対応	第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参酌すべき基準	
附則	施行期日	第1条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	—
	職員の経過措置	第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	従うべき基準